

江南で宣伝統一行動を行いました！ 民商チラシ1,600枚を配布！ 読者1人拡大！

尾北民商は地域に民商を知らせ、新たな会員・読者を増やすため、6月27日(日)に宣伝統一行動を行いました。9時30分に民商事務所に集合し、山下拡大推進委員長からのあいさつの後、各支部の役員さんら合わせて19人で、江南市内に民商チラシの配布活動を行いました。

当日は合わせて訪問活動も行い、商工新聞の読者を一人増やしました。

行動後に、事務所で冷やしたお茶を飲む参加者からは「増やしてこそ民商」「ずっとコロナ禍で集まれなかったから久しぶり」「雨が降らず、お日様も雲で隠れて助かった」「チラシの印刷はもつと多くても良かったね」などの感想が出されました。

商売と暮らしにとって困難な状況だからこそ、地



民商事務所であいさつする山下委員長（左端）

域の業者の悩みに応える民商が求められています。

会員・読者が増えれば、民商の力も増えていきます。

あなたの知っている業者を紹介してください。

所得税の予定納税に困っている人は減額制度の活用を！

前年の所得税が15万円以上の場合、予定納税が発生します。税務署から通知される予定納税の額は前年並みの所得を前提に計算されているので、今年の営業利益が前年度から大きく減っているという人に



は重い負担になります。

6月30日の時点で本年分の所得税及び復興特別所得税の見積額が、予定納税基準額よりも少なくなる見込みの人は、7月15日(木)までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出しましょう。承認されれば、予定納税額は減額されます。

前年より所得が減少する見込みで、予定納税の減額を申請したい方は民商に連絡を！

社会保険に加入している事業所は、算定基礎届を提出します

社会保険加入事業所は、4～6月の賃金を記載した算定基礎届を7月12日(月)までに提出します。

なお、総括表は今年度から廃止されています。

ここで届け出た金額を基に、毎月の保険料や、加入者が将来に受け取れる年金の金額が決まります。

近年、社会保険の加入圧力が強まっています。法

人を設立すると、役員1人だけでも強制適用事業所として加入が義務付けられます。

2020年10月からは社会保険の加入が、建設業許可の取得・更新の前提条件になっています。

(個人は従業員5人以上で健康保険・厚生年金加入、従業員1人以上で雇用保険加入)

源泉徴収で納期特例の人は、7月12日(月)が納付期限日です！ まだの人は民商にご連絡を！

尾北民商
ニュース

2021年
7月5日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390